

平成 2 7 年度
第 4 回
社会福祉法人専門家会議
会 議 録

平成 2 8 年 3 月 2 9 日
東京都福祉保健局

(午後 5時59分 開会)

新田指導調整課長 定刻よりちょっと早いですが、委員の方がそろいましたので、ただいまより平成27年度第4回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。本会議の事務局を務めさせていただきます福祉保健局指導監査部指導調整課長の新田です。よろしくお願いたします。

初めに、本日の委員等の出席状況についてご報告させていただきます。本日は、今井委員からご欠席のご連絡をいただいております。オブザーバーの方が2名出席して、合計8名でございます。また、事務局側といたしまして、関係職員が参加しております。

委員等の紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員名簿と座席表にかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。本日、お配りしております資料は、まず一つ目が座席表、本日の会議次第、社会福祉法人専門家会議委員名簿、社会福祉法人専門家会議設置要綱、資料1としまして、社会福祉法人経営力強化事業の検討状況について(案)、資料2としまして、「地域における公益的な取組」について、別紙としまして、別紙1「決算書確認シート(案)」、別紙2「自己点検シート(案)」、別紙3「財務分析の指標(案)(拠点区分単位)」、参考資料1として、「都における社会福祉法人制度改革に向けた取組」、参考資料2「社会福祉充実計画について」、参考資料3『「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」との関係』でございます。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、会議に入らせていただきます。平岡委員長、よろしくお願いたします。平岡委員長 ありがとうございます。

夜分遅い時間帯にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、本会議にかかわる資料及び議事録につきましては、社会福祉法人専門家会議設置要綱第7条に基づき原則として非公開となっております。ただし、委員長が認めるときは会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができることになっておりますので、今回の議題については公開とさせていただきます。皆様、ご了承ください。

それでは、会議に入ります。

まず初めに、次第の2、報告事項について、事務局から説明があります。その後、皆様からご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局、よろしくお願いたします。

新田指導調整課長 それでは、報告事項の資料1についてご説明させていただきます。あわせて、参考資料1の「都における社会福祉法人制度改革に向けた取組について-平成28年度予算要求の状況-」をあわせてごらんいただければと思います。なお、この参考資料1は、前回の専門家会議の場で、皆さんにお示しした資料になっております。

それでは、資料1につきましてご説明させていただきます。「社会福祉法人経営力強

化事業の検討状況について（案）-第3回社会福祉法人専門家会議の意見等を踏まえて」と表題をつけております。

先ほどの参考資料1の2枚目をごらんください。左上に社会福祉法人経営力強化事業における新たな取組ということで、前回、3点ほど紹介させていただいております。法人のガバナンス強化と、法人の財務規律の確保と、法人の活動状況の把握です。これらの事業につきましては、平成28年度の新規事業として、予算案が都議会で認められまして、来年度に実施していくこととなります。このうち、「2 法人の財務規律の確保」と、「3 法人の活動状況の把握」につきましては、前回の専門家会議でいろいろな意見をいただきましたので、それを踏まえまして、事務局で運用等について検討しております。その中身についてご報告させていただきます。

まず、法人の財務規律の確保のところ、具体的には自己点検シートの作成についてでございます。これにつきましては、110数項目の点検シート、法人が財務規律の確保ですとか、ガバナンスの強化のために、自分でどこがポイントなのかをチェックできるというものとして、この別紙2の自己点検シートをお示したところですが、それにつきまして、前回、非常に項目が多い、分量も多いという御意見をいただいております。これを法人にやっていただいて、所轄庁に点検結果の提出を求める場合には、事業者にとって負担があるのではないかと。また、財務諸表の作成に必要な最低限の事項をまとめたらどうかという御意見をいただいております。それを踏まえまして、事務局側で改めて検討いたしまして、この110数項目ある自己点検シートの項目の中から、会計実務に携わる会計責任者や法人職員などが、適正な財務諸表の作成に当たって、必要最低限、確認すべき事項というものを選びまして、項目を抜き出しております。そちらを決算書確認シートと呼びまして、別紙1のほうになりまして、現在15項目で案を作っております。この具体的な運用方法が(2)でございます。法人にはこの決算書確認シートを決算のときにチェックしていただいて、所轄庁に提出していただくことになっている現況報告書や財務諸表などと一緒に提出してもらったらどうかと。15項目で、はいといいえというところですので、それほど負担もないのではないかと考えております。

もう一つ、別紙2の自己点検シートにつきましては、これはこれで、必要な事項をそれぞれの区分ごとに求めたものであると考えております。ただ、すべてチェックしていただくに非常に負担が大きいということで、法人の規模に応じて、ここは最低限チェックしてもらいたいというところを明らかにしまして、その部分だけやっていただく、そうした運用の仕方も考えられると思っています。別紙2を御覧になっていただくと、右側から二つ目の枠に最重点という枠がありまして、丸がついております。これはまだ仮のものですが、丸がついた項目だけは最低限、やってみたらどうかということで、法人に配って、自分でチェックしていただく。そうした運用方法が考えられるのではないかと考えております。

以上が、1点目の自己点検シートの運用についての案です。

2点目が、法人の活動状況の把握ということで、参考資料1の2枚目で、財務分析の話になります。前回、その財務分析を従前の法人単位に加えて拠点区分単位で分析を行うということ、拠点区分で行う場合の指標の案をお示しさせていただきました。別紙3をごらんください。前はNo.1からNo.16の16項目でしたが、その後の検討の中で、網かけがされている17番の事務費比率という指標も加えて、全17指標につきまして拠点区単位で、来年度から分析を行いたいと考えておりますが、これについても幾つかご意見をいただきました。

まず一点目。国でも公認会計士協会に依頼をしまして、指標をつくっております。都の指標と重なる部分がありますが、計算式が異なっていたということもあるので、それを統一したほうがよいという意見をいただいております。

また、財務分析結果を都内の社会福祉法人の現状がわかるようにしてほしいという意見や法人サイドからも有効に活用できるような工夫をする必要があるという意見をいただいております。

それを踏まえまして、(2)の運用方法をご覧ください。分析指標を統一するという事で、国がデータを集めて、将来的には国が作成した指標をもとに分析をしていくとしております。その中で、他の道府県との比較を行いやすくするために、都の計算方法も、国の方法と同じ計算式でやっていくという形にしたいと考えております。

二つ目に、公表方法ですが、別紙3の17指標については、都内の法人の平均値を公表したいと考えております。現在でも法人単位で行っている財務分析については、都内の平均値を出しておりますが、それと同じく、平均値を公表したいと考えております。

ただ、案ではありますが、幾つかの区分での公表をしたいと考えております。例えば区部と市部別に平均値を算出し、区部と市部の法人とで何か違いがあるのかというところを明らかにしたいと思っております。

あとは事業別ですね。拠点区分での分析ですので、従前の法人単位を比べて、その事業に沿った形でより細かい分析ができるようになるので、介護、障害、保育などの事業別での分析を行いたいと考えております。

あと、規模別ですね。規模の拾い方と言ってもやり方はいろいろあるかと思いますが、例えば定員、収益といったカテゴリー別に平均値を算出してみてもどうかと。ほかにも幾つか観点はありますが、そのような検討をしております。

現在は平均値の数値だけを公表している状況ですが、分析年度の傾向、昨年、前年度と比較してどうだったのかなど、データが集まってくれば、より長い期間の経年比較ができると思いますが、そういったコメントもあわせて掲載することで、ホームページを見る方が都内の社会福祉法人の状況がよりわかりやすくと、そういったことも考えたいと考えております。

以上が資料1の説明となります。

平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて、この1と2、資料1の1、法人の財務規律の確保と、2の法人の活動状況の把握についてですが、ご意見、ご質問等をいただければと思います。いかがでしょうか。

亀岡委員 どうもありがとうございました。別紙1の決算書確認シート(案)は、内容的にはそれなりによくできているかと思います。ただ、例えば、事項9では、「拠点区分資金収支計算書(第1号の4様式)、拠点区分事業活動計算書(第2号の4様式)及び貸借対照表(第3号の4様式)を作成していますか」と質問しています。第1号から第3号の4様式、いわゆる拠点区分別の財務諸表は絶対につくらないといけないので、それはよろしいのですが、事項7では、第1号から第3号の1様式から3様式については、大区分を記載していますかと聞いています。しかし、第1号から第3号の1様式から3様式については作成していますか、との質問がありません。事項9で質問しているようなことがどこにも書かれていません。ですので、まずは様式を作成していますかということを質問して、そのうえで勘定科目は大区分を記載しているかということを質問することが適当ではないでしょうか。例えば事項8ですと、第3号の1様式から4様式の勘定科目は中区分まで記載していますかと質問されています。そのあとの事項9では先ほどご説明しましたとおり様式を作成していますかとの質問となっています。本来の順番としては、まずは様式を作成していますかとの質問を行い、その上で資金収支計算書(第1号)と事業活動計算書(第2号)については、1様式から3様式までは大区分で、貸借対照表(第3号)については1様式から4様式まで中区分、資金収支計算書と事業活動計算書については、4様式は小区分まで記載しているか確認する、という整理が望ましいのかなと思います。また、事項5に書かれていることはそのとおりですが、社会福祉事業と公益事業、収益事業を実施している場合には2様式を作成していますかとあります。つまり、複数の事業をやっているような場合なので、こういう書き方をするのででしょうか、できれば、会計基準に合わせて基本は2様式を作成するんだと。ただし、社会福祉事業しか行っていないところは2様式を省略できるとするのが適当と思います。また、事項6では、複数の拠点がある場合は3様式を作成していますかとあります。これについても、会計基準に合わせて同一事業区分で拠点区分が一つしかないところは3様式を省略できるとしてはどうでしょうか。また、ここでは触れられていませんが、財務諸表ではないのですが、事項1にサービス区分という表現がありますが、これは附属明細書である拠点区分資金収支明細書(別紙3)と拠点区分事業活動明細書(別紙4)においてのみ表示されるものですので、どこかに別紙3、別紙4について作成をしていますかということを質問していただく必要があると思います。附属明細書は別紙3と別紙4のほかにもありますが別紙3と別紙4は、旧基準の資金収支内訳表と事業活動収支内訳表に該当するものであり、旧基準においては財務諸表に含まれることとなりますので。

よろしく申し上げます。

平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

新田指導調整課長 大きく分けて3点、ご意見をいただいたと思いますので、いただいたご意見を踏まえまして、わかりやすい形にする必要があると思いますので、また検討いたしまして、直していきたいと思っています。

平岡委員長 よろしいでしょうか。

鈴木八王子市指導監査課長 今回、決算書類確認シートと自己点検シートということで、2種類つくっていただいて、使う方の立場や内容によって、2種類を使い分けるといのはとてもいいのではないかと思います。実際に指導検査とかに入る前は自己点検シートで、施設長だとか、そういった方が確認をしていただいて、会計については別紙1で確認していただくと、そういうことを法人さんが主体的に取り組んでいただければ、有効ではないかと思います。

平岡委員長 ありがとうございます。

先ほどの亀岡委員のご指摘との関係で、この決算書類確認シートはどの段階で法人が活用するものなのでしょうか。要するに、決算書ができ上がった段階で、念のためにチェックするということなのでしょうか。あるいは、先ほどご指摘があったように、様式の何番とかいうのは、作成しておかないと、この条件は満たさないということがあるとか、サービス区分がわかるためには、別紙3、4がないといけないというご指摘がありましたが、決算書の作成、年度末の締め段階で確認するといえますか、その辺の手順はどうなるのかということが一つあるかと思いました。

それから、同じような趣旨ですので、続けて申し上げますと、自己点検シートに関して、法人としては、このシートの説明を受けたときに、もし実施していなくて、それが法令に違反するようなことになったら困ると考えるわけでしょうからそれは改善したいと考えるはずと思うのですが、そうすると、年間の事業計画を立てる段階といえますか、あるいは年度初めといえますか、そういうところでチェックしておいたほうがいいものなのかどうか、最終的にこれだけのものはクリアするという目標を立てて、取り組むために活用するということもあり得るのかなと思いましたので、法人の側で、どの段階で、どうやって活用するのかということについて、どのようにお考えになっているのかということをお教えいただければと思います。

それから、既に議論が出たかもしれませんが、この項目は、こういう法令上の規定が根拠になっているとか、例えば、この項目については、この程度までクリアすることが望ましいという基準みたいなものは、法人の側としたら知りたいということもあるかなと。ですので、このシートで、はい、いいえで答えるというだけではなくて、これをクリアする必要はなぜあるのか、どうやったらクリアできるのかみたいな情報が法人に伝わると、対応がしやすくなるのではないかなという感想を持ちました。

以上ですが、いかがでしょう。

新田指導調整課長 使い方ですが、おっしゃるように、事前、事後、それぞれ何が必要なのかということ法人がわかった上で決算書の作成などいろいろな処理をしていただく。また、決算ができた段階でも、それができたかどうかを確認してもらうということが有効ではないかと考えております。現時点ではそのような運用を考えているところです。

あと、決算書確認シートも、もちろん自己点検シートについても言えることですが、この意味するところというのは何なのかと。どこにその根拠があるのかとか、そういったことにつきましては、参考資料1の2枚目の「1 法人のガバナンス強化」でお示しているように説明会などの場で周知を行って参りますが、そこで配布するテキストに自己点検シートの項目についても説明しまして、そこがなぜ必要なのか、どうでなければいけないのかという点もわかりやすく解説をしていきたいと思っています。ですので、そうした説明会などに出ていただければ、この自己点検シートを有効に活用して、適正な法人運営ができるのではないかとこのように考えています。

平岡委員長 ありがとうございます。了承しました。

亀岡委員 すみません、決算書確認シートと自己点検シートの使い方についてお聞きしたいのですが、自己点検シートのほうが決算書確認シートより詳細であると思われま。例えば自己点検シートの4ページ目を開いていただくと、区分の会計管理をみていただくと、例えば87「1年基準」、88「内部取引」、89「注記」の記載があります。一方で決算書確認シートを見ていただくと、事項11「1年基準」、事項12「内部取引」、事項13「注記」に同じようなことが書かれています。何となくこの決算書確認シートには、内容的には必要最低限のものが記載されているようです。言いかえると、公認会計士等による会計監査を受けなくても、自己点検として使用できるようなものなのかなという気もするのですが、会計という部分だけを見ると、この決算書確認シートのほうがより細かく書いています。最初は、私はてっきりこの自己点検シートのほうがより細かく書いてあるのかなと思っておりました。逆に直してこうなったのかもしれませんけども、決算書確認シートのほうが、決算の部分についてはより細かくなっているんで、どういう法人を対象に、また、どのように使っていただくのでしょうか。例えば自己点検シートを使ったら、決算書確認シートを使わなくていいというのか、いや、両方を使うんだというのか、両方を使うときに、同じような項目のチェックがあるのですが、これはこれでいいというのか、調整をされるのか、そうなると、仕組みの話にまで及ぶことになりましたが、いかがでしょう。

新田指導調整課長 イメージとしては、決算書確認シートというのは、自己点検シートの中から決算に関係したものを抜き出したイメージにはなっているのですが、项目的により詳細なものも含まれているということで、運用としては、法人には両方をお配りしようというふうに思っています。特に決算を出すときには、決算確認書の確認シートの

ほう、こちらのほうがより決算の部分については細かいところもありますので、こちらを決算書に添付していただくと。そういったことで考えておりまして、自己点検シートは、あくまでも自分でやってもらって、法人の中で確認をしてもらう。そういった使い方かなと考えています。

亀岡委員 そうすると、この決算書確認シートは、法人の規模に関わらず全ての法人に、この決算書確認シートを提出していただくということによろしいのですか。

新田指導調整課長 そうですね。前回の参考資料1の2枚目のところの自己点検シートの作成という部分でも説明しておりますが、特に会計監査人が設置されていないところを中心に、この自己点検シートは使ってもらいたいというふうには考えています。

平岡委員長 はい。飯塚委員。

飯塚委員 前にも御説明させていただきましたが、法に基づいて提出を求めることを強制できるものではないので、東京都の事業として、法人にとって、これをやることごとくても意味があるのだと思ってもらわないと、よくないと思っております。法人の規模によっては、負担になってしまうということも非常に怖いという部分はございます。

また、区市所管の法人については所轄庁である区市の方々を通じて活用してもらおうというところもありますので、どうすれば法人のガバナンス強化につながるお手伝いができるのかということについて、区市の皆様の意見も聞きながら、考えていくべきだと思っております。

平岡委員長 ありがとうございます。

決算書の確認シートと自己点検シートの会計管理の部分で重なる項目があって、どちらが細かいかという指摘もありましたが、その決算書確認シートと自己点検シートの趣旨を整理しておいたほうがいいのかと思うところもあります。

例えば、決算書確認シートを見ますと、この数値とこの数値が一致していないとおかしいというのは、これはテクニカルな問題で、一致していなければ決算が適切に行われたことにならないわけですから、そのようなことは当然チェックすべき事柄で、これはむしろ小規模の法人は特に必要だということではないかと思うわけですね。

一方、自己点検シートは、今回の議論では、財務規律の確保のためという位置づけになっています。しかし、前回もご指摘がありましたが、ガバナンス全般にかかわることでもありますから、そういう会計管理に関する項目も、そういう観点で活用されるべきものと考えたほうがいいのかというふうに思いますので、自己点検シートと決算書確認シートの項目を調整する場合は、そういう基本的な活用の仕方、その趣旨、それに沿って考えていただくのがいいかなという印象を持ちました。

そのほか、ご意見はいかがでしょうか。

高原委員、お願いします。

高原委員 自己点検シートですが、この中に評議員選任委員会の項目が入っていると、運用上、非常に便利かなと。例えば何人ぐらいが望ましいとか、それから、欠員になっ

たときにどうするのかとか、それを決める手段ですね。その辺のところ、簡単でいいですから、項目が入ってくると助かるかなと思います。実は、私ども、何人選んだらいいのかというのが見えていないのですよね。その辺のところも含めてよろしく願いします。

平岡委員長 特にご意見として承っておくということによろしいでしょうか。

それでは、そのほか、ご意見ございましたらお願いいたします。

別紙 1、2 についてご意見が出ましたが、別紙 3 について、亀岡委員から何かご指摘いただけることはありますでしょうか。

亀岡委員 できましたら、「指標」と「計算式」と「定義」の欄がありますが、特に No. 8、9、10、11 の「差額」や「残高」は何を意味しているかという説明が「定義」の欄にあったほうがいいと思います。やはり同じ「差額」、「残高」と言ってもいろいろな段階のものがあります。企業会計でいうところの営業利益なのか、経常利益なのか、当期利益なのか、また、それは何を意味しているのか。それを今、抽出させようとしているわけですので、それぞれの「差額」、「残高」の意味を記載していると、使う方がよく理解して使っていただけるかなと思いますので、説明の記載をお願いできればと思います。

平岡委員長 ありがとうございます。

ちなみに、この拠点区分単位の財務分析を実施する施設系サービス拠点という施設が 1,660 というふうに出ておりますが、これは法人単位で言うと、何法人になるのでしょうか。つまり、複数のサービス拠点を持っている施設、法人がこの対象になるということかと思いますが、どのぐらいの割合なのか、ちょっと大ざっぱでも知りたいという程度のことですが、いかがでしょうか。

新田指導調整課長 都内に約 1,000 法人ございますが、そこから施設を持っていない法人を除くと、約 900 程度です。

平岡委員長 ありがとうございます。これは 1 施設を運営している法人であっても、カウントされているわけですね。

新田指導調整課長 はい、そうです。

平岡委員長 わかりました。ありがとうございます。

亀岡委員 よろしいでしょうか。今の別紙 3 でございますけども、この No. の横の「拠点」の欄に が記載されているのが今回から新たに分析を行う指標であるということと書かれていると思いますが、それはそれでよろしいと思いますが、表の下に で注記があり、その中で が付いている指標は拠点区分単位でのみ分析実施ということになっています。そこで、別紙 3 をみると例えば No. 3、人件費・委託費比率は、法人単位と拠点単位の両方で分析を実施することとしています。一方、No. 15、事業比率や No. 17、事務費比率等もそうですが、今後は法人単位の財務諸表を見られますので、人件費・委託費比率との比較ということも勘案しますと、もちろん拠点区分単位での分析というのは

あっていいと思うのですが、プラス、法人単位でも分析を実施することとしてはどうでしょうか、また、No12、借入金償還余裕率やNo13、債務償還年数については、特に介護分野などは、資金の弾力的運用が容易な部分がありますので、拠点区分単位での分析も当然必要ですが、法人単位として借入金や債務の返還計画も立てられるかと思いますので、拠点区分単位だけに限らないで、法人単位の両方で分析を実施することが有用と思いますので、もう一度検討をしていただけないでしょうか。

平岡委員長 よろしいでしょうか。それでは、亀岡委員のご助言もいただきながら、検討を進めていただければと思います。

そのほかの点について、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見ありがとうございました。

以上、報告事項についてでしたが、続いて、議題「「地域における公益的な取組」について」に入りたいと思います。

それでは、資料に基づいて、事務局からご説明をいただければと思います。よろしくお願いたします。

新田指導調整課長 それでは、資料2についてご説明いたします。「地域における公益的な取組」ということで、ご存じのように、平成28年4月1日から施行されます改正社会福祉法では第24条第2項という項目が設けられておりまして、いわゆる全ての法人に「地域における公益的な取組」の実施が求められるという形になっております。法案については、まだ審議中ということで、成立はしておりませんが、成立すれば4月1日から全ての法人が即取り組む必要があるという項目になっております。我々、所轄庁としても、社会福祉法人にこの「地域における公益的な取組」、国はこういう呼び方をしておりますが、こういったものをしていただく必要があるもので、どうすればそこがうまく取り組めるようになるのかというところについて、本日はご意見をいただければなと思っております。

資料の左側で、「地域における公益的な取組」とありますけども、これは先ほど申し上げた法の第24条第2項に規定されている概念であります。点線の中にありますけども、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活条の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と。いわゆる努力義務という形で規定をされております。

こういった規定が設けられる背景としまして、これまで国が開催した社会福祉法人のあり方検討会、あるいは社会保障審議会福祉部会で議論が進んできたわけですが、今ある第24条の中に社会福祉法人の本旨として、社会福祉法人は社会福祉事業の中心的な担い手であって、地域における福祉ニーズに対しまして、既存の制度では対応できない人々を支援することを本旨としているのだ、とあります。

ただ、人口減少社会の到来ですとか、少子高齢化が進む中で、介護保険など既存の制

度では対応できない、いろいろな地域課題が顕在化してきていると。

高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人は、これまで以上に公益性の高い事業運営を行うことが重要であり、他の事業主体では対応できない福祉ニーズの充足を社会福祉法人に対して行うことが求められているということで、これまで以上に公益性の高い事業運営をしていかなければいけないのだと。そういった中で、この第24条第2項が改めて設けられたという説明になっております。

この第24条第2項というのは、具体的に何を指しているのかというところが、なかなかわかりにくいところがあって、今後、国は法案が通った後に、省令や政令、さまざまな通知を出してきて、具体的に決めていくと考えられますが、なかなか待ってられないということもあるので、フライングぎみではあります、議論をしたいと思っています。

「地域における公益的な取組」というところで法人が行うべき取組で満たすべき3要件ということで、先ほどの第24条第2項の条文そのままではございますが、確認のために申し上げます。取組範囲として、社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供されるサービスである。対象としては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対するものである。要件としては、無料又は低額な料金で提供される。この三つを満たすものが、第24条第2項が示す「地域における公益的な取組」であります。

その下に、概念図がございます。社会福祉事業、公益事業というふうに大きく分けていて、網かけのところが「地域における公益的な取組」、その他の取組として、例えば社会福祉事業の中でも、網かけのところではない、つまり、上に示しました対象とか要件を満たさないものについては、第24条第2項の取組ではないと。同じように、公益事業につきましても、お示ししました対象ですとか、要件を満たさないものについては、「地域における公益的な取組」ではないとされています。

これに関しまして、国が説明会で用いた資料がございます。参考資料3をごらんください。「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」との関係ということで、資料2で示したものは、こちらの国が描いた絵を簡単にしたものになっています。資料2の概念図をご覧になっていただくとわかりますが、右側にはみ出たところ、公益事業でも社会福祉事業でない事業性のない取組についても、国は第24条第2項の「地域における公益的な取組」に該当するというのが参考資料3の図の一番左側の「右記のうち、事業性のないもの（取組）」から見てとれるのかなと思っています。

また、これとは別に「地域公益事業」というのがあって、これも第3回の専門家会議でお話をさせていただきましたが、社会福祉充実残額がある法人は社会福祉充実計画を作ることになっております。残額についてはまず社会福祉事業に投入いたしますが、それでも金が余る場合については、「地域公益事業」をやっていくのだという規定がされています。これは第55条の2第4項第2号に規定されておりますが、「地域公益事業」と言われているものについては、先ほどの第24条第2項の公益事業の中の一部で

あり、ここに含まれる概念だと。ですから、ややこしいのですが、「地域公益事業」というのは第24条第2項の取組の一つであると整理できると考えられます。

ただ「地域公益事業」につきましては、まだ国が、議論をしている段階ですので、ちょっときょうはその話には余り深入りはしないということをお願いしたいと思っているのですけれども、右側のほうに行きまして、じゃあ、第24条第2項について28年4月1日から求められる取組というものをどういうふうにやっていけばいいのかということなのですけども、現状としては、やっている法人もあるし、やっていない法人もあるというのが現状ではあるのです。

参考というところで書かせていただいているのですけれども、今、現況報告書の中で、地域ニーズへの対応というところを書く欄がありまして、その中で、例えば地域の単身高齢者を対象とした見守り配食サービスを実施していると書いている法人ですとか、介護保険、障害福祉サービス等における低所得者等の利用者負担減免をやっていると書いている法人ですとか、貧困生活困窮者等を対象とした住宅のあっせん、食事提供等の生活支援をやっているというふうな取組をやっていると書いているような法人もあります。こういった取組というのは、先ほどの参考資料3、国の資料によると、第24条第2項の取組に該当すると。ですから、既にやっている法人はあるわけですね。それが現状であるということです。

次に、論点ということで、やっているところと、やっていないところがあるというところで、むしろやっていないところが問題になってくると思うのですけども、論点の一つ目として、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」をどのように進めていけばいいかというところで、「地域における公益的な取組」、第24条第2項を見ていただくと、やっぱり地域の福祉ニーズがあるものに対する取組であるということで、まず一つは、地域にどういった福祉サービスに対する需要があるのかというところを把握する必要があると思うのですが、今やっている法人というのは、それをどうやって把握してきたのかということも一つあると思いますし、じゃあ、やっていないところは、これからどう把握すればいいのかというところは、一つ、論点になるのかなと思います。

二つ目なのですけども、そういった地域ニーズの把握をしたり、実際に取組を行うに当たっては、法人だけでやっても、それはむしろ構わないとは思いますが、区市町村とか、NPOとか、ボランティア団体など、地域でいろんな活動をしている団体がありますので、そういった団体と連携していくのも、一つ、効果的な手段ではないのかと考えられますので、そういったいろいろな地域の担い手とどういった連携を進めていけばいいのかということも、一つ、論点になると思っています。

二つ目が、これは先ほどのちょっと余り触れないと言いました地域公益事業との関係なのですけども、第24条第2項の取組のうち、計画にのせるようなものにつきましては地域公益事業というふうになってしまいまして、所轄庁が、その社会福祉充実計画を承認しなければいけないと。お手元の参考資料2の社会福祉充実計画についてと、これ

も前回、3回目に出した資料なんですけど、この左半分の右側の所轄庁の欄で、計画の承認というところがあるんですね。ここで、地域公益事業の(3)についても、真ん中あたりに、規模及び内容が当該事業の事業区域内の需要と整合していることということで、いわゆる法人が計画に出してきたものが、地域ニーズと合致しているかどうかを、法人、所轄庁が確認しなきゃいけないというような規定があります。ということもあるので、もう一つの論点として、そういった計画にのってきってしまうような公益的な事業については、どうやって地域ニーズとの整合性を、所轄庁の立場からすると、把握すればいいのかというのが、一つ、論点になるのかなと思っています。法人サイドからどう進めればいいのかということと、計画に地域公益事業がのってくる場合に所轄庁はどう確認すればいいのかと、二つ、論点があるというふうに考えております。

簡単ですけども、資料の説明は以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明を受けて、皆様のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域とのかかわりということと言いますと、松田委員から何かご意見をまずいただければと思いますが、いかがでしょうか。

松田委員 ありがとうございます。委員長のほうから少しご発言をとということで、前回の委員会で、私ども、東京都社会福祉協議会でも、社会福祉法人の連携による地域の公益活動の推進をしようとしているというお話をご紹介させていただきました。その関係で、今、区市町村域で社会福祉法人の連携を進めようということで、社会福祉協議会が呼びかけて、種別を超えて社会福祉法人がお集まりをいただくというような取組が、今、都内25ぐらいの区とか市で進んできております。ほとんどのところが、社会福祉協議会が呼びかけさせていただいて、多くが所轄庁のほうにも関わっていただいているということも多くあるかと思っております。そこに私も呼ばれまして、今回の法改正の背景とか、「地域における公益的な取組」を社会福祉法人が取り組んでいく責務があるというお話などをさせていただいているんですけれども、そこでいろいろなお話を社会福祉法人から伺っております。その中から幾つか、気がついたことをご報告させていただきますと、社会福祉協議会がその会議に合わせて、参加される社会福祉法人に対して実際に社会貢献の取組をしていますかというアンケートを実施をされているところが多くございます。そうしますと、ほとんどの地区で、7割から8割の法人がやっているというふうに回答されて、いろいろ実施をされている取組を皆様で共有をいただくというようなところがございます。そういう意味では、いろいろ伺っておりますと、社会福祉法人として実施をしている社会福祉事業の中から、地域の課題、ニーズをくみ上げて、いろいろな独自の取組をされていらっしゃると思います。

ただ、お話の中でそういうふうに取り組もうと思っただけけれども、所轄庁の指導検査で、こんなことにお金を使ってはいけませんと指導されて、大変残念だがやめ

ざるを得なかったというようなお話も実際にございました。

あと、今回、3点を満たす取組であると考えられるというご説明をいただいたんですが各法人のほうからは、今やっている取組がこの取組に当たるんだろうか、何をもってやっていると言えるんだろうかというようなご質問なども出るところです。国が今後明らかにする考え方も踏まえつつ、取り組むということになるかと思えますけれども、そういう意味で、先ほどのお話で申し上げますと、各地域のニーズを踏まえてくみ上げて、各法人が取り組むところのその主体性、それが尊重されるような形になれば大変ありがたいと感じているところになります。

また、それぞれの社会福祉法人、1法人1施設の小さなところから、かなり大規模な法人までございますが、多くのところが、福祉・介護人材の不足を抱えている、また、どこも財源的な余裕はほとんどないとも伺いますし、各法人のお話の中からは、やはり本来事業、そういう意味では社会福祉事業ですが、そこにもっと取り組まなければいけないが、そのところもまだまだやれていないというようなお声も聞きます。種別を超えて社会福祉法人の方々に意見交換をいただきますと、それぞれの法人が、今、受けとめている取り組めていない地域のニーズというものをいろいろと持っていらっしゃるということで、それを区市町村の社会福祉法人で共有されるということも、今、かなり進んできているのかなと思います。その中で、来年度に向けて、具体的に連携して取組を進めようとやっているところも幾つかございます。

今回の法案の中には、たしか、その前の社保審の議論でありました地域協議会ということが法律の中には出てきていないのではないかなと思うんですけども、そういう意味では、今、私どもも後押しをしております区市町村域の社会福祉法人のネットワーク、そこに行政と社会福祉協議会がかかわることで、行政が策定する高齢、障害、子育て等の計画、あるいは地域福祉計画、そういうものをきちんとそこに投げかけていくこともできると思われま。また、社会福祉協議会も民生・児童委員の方々とかかわる中で地域の課題をくみ上げたり、地域福祉コーディネーターという、地域でさまざまな相談を受けとめて出ていく中で住民とともに問題解決に取り組むというような取組もございすし、住民の方々が中心になって福祉活動に取り組む地区社協というような取組もございす。このあたりと社会福祉法人の地域の公益的な取組とを結びつけて、しっかりと地域の課題を受けとめてやっていただくということも、今、少しずつできてきているのかなと思っております。

それぞれの地区の実情というふうなものに応じた仕組みづくりを、進めていく必要があるかなと思っておりますが、今、私どもが区市町村の社協等と一緒に、社会福祉法人と一緒に進めている地域の社会福祉法人のネットワークも、その地域の課題をくみ上げていく仕組みとして、少し有効ではないかなと感じております。

以上でございます。

平岡委員長 非常に具体的なお指摘ありがとうございました。

今、地域での取組について、いろいろ具体例を挙げてお話をいただきましたが、法人のほうでもいろいろな取組をされていると思うのですが、高原委員から少し何かご紹介いただけることがあれば、お願いできればと思います。

高原委員 このたびの法改正に伴って、法人側も、新しい視点から取り組まなければならないと目覚めつつあるというところだと思いますが、実は、私どもの法人は、今日の理事会で決定したのですが、この問題についてはプラスワン作戦ということで、今やっていることにもう一つ何か、それぞれの拠点なり、事業所なりがプラスしようと。そして、地域貢献していこうと、こういう観点で活動しています。以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。重要な論点もご指摘いただいたかと思います。

この計画の承認ということで、その公益事業が住民のニーズと合致しているかどうかを所轄庁で確認する必要があるというのは、社会福祉法人の自主性を尊重するという観点から言うと、自主的な判断を尊重するというのが基本なのでしょうけれども、しかし、全くチェックをしないと、例えばこの充実残額がたくさんあって、こういうことを何年間で行いますという計画を立てておいても、実際に事業の実績が伸びなくて、またお金が残ってしまうということでは、本来のこの制度の趣旨が生かされないということで、やはり承認が必要だという仕組みになっているかと思うのです。しかし、その一方で、法人の事業について、行政が介入するといいますか、方向づけをするということになりますと、本来のこの社会福祉法人の改革の趣旨と反することにもなるということがあるかと思うのですね。

とりわけ、社会福祉法人は、地域に潜在化している問題を取り上げて、先取りの対応していくということがやはり重要な使命だということがあるかと思います。そういう点で言うと、例えば、今ですと、子供の貧困問題の解決のために、子供の学習支援に取り組むというようなことは制度上も位置づけられているわけですがけれども、以前でしたら、それは教育であって、福祉ではないのじゃないかというような議論も出かねないということもあったかなと思います。やはりいろいろな改革的、先取りの取組をむしろ積極的に認めていくということが重要なのかなというふうに思います。

そのほかの点、いかがでしょうか。

今度、全く新しくできてくる制度ということで、区市町村の行政のサイドから見ても、新しい取組になるかと思いますが、その点に関して、何かもしお気づきの点がありましたら。

泉谷世田谷区指導担当課長 世田谷区、泉谷です。

実は、この所轄庁による地域ニーズの把握というのが、市区町村、特に世田谷区なども90万の都市になってきていますから、その地域のニーズをどう把握していくのかというのは、実は行政にとっても肝なんじゃないのかなと思っています。それと社会福祉法人さんなどが潜在化しているニーズを持っていると。それをいかに行政サイドとして、触媒のようにつなぎ合わせて情報を共有していったら、地域ニーズを顕在化し

ていって、解決に結びつけていくのか。そういうつなぎ合わせていく役どころというのが、先ほど松田委員も社会福祉協議会の市町村で連携の会議、情報共有の会議というのを設けていらっしゃるようですけども、それをもっと、例えば世田谷区では、人口4万人ぐらいの出張所単位で、社会福祉法人さんや、NPOさんや、それこそ、学校も含めてですけども、いろんな方々が見える化、顔が見える化していく中で、実は文教の問題だと思っていたけど、福祉も問題であり、なおかつ都市整備の問題でありということをつないでいくのが、実は役所のこれからの所轄庁による地域ニーズの把握と。その中で、社会福祉法人さんは、じゃあ、この分をやってくださいねと。こちらは、例えば道路づくりに関係するような話だと、行政の都市整備とこちらはつないでいきましょうというような見せる化というの、実はそのまちづくりということで重要なのかなと。ということは、結局、地域ニーズの把握を行政がいかにしていくのかと、そこが肝になっていくのかなというふうに思っています。

平岡委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、その他の点も含めまして、ご意見をいただければと思います。

飯塚委員 当初のこの法設計の考え方として、特に保育園なんかでは、株式会社立の事業所がかなり出てきた中で、社会福祉法人が何をやるのだと。社会福祉法人の保育園が非常に優遇されている、そういう話から出てきたわけですけど、今、世田谷の課長がおっしゃったように、それは逆に返せば、私たち行政サイドが、いわゆる新しい公共というか、いわゆるNPOだとか、町会、自治会も含めて、そういった社会福祉法人をどうネットワークをしていくかという意味では、かなり所轄庁側が問われているのかなと。所轄庁でもないですね。要は行政側が問われていると申しましょうか。この制度改革、我らが変わっていかないと、結局、意味がないのではないかと思います。所轄庁とかいうと、何か社会福祉法人の自由な活動を阻害するような言い方になるので、そういう言葉を使わないで、まさに先ほどおっしゃったような、パッケージとして地域をどうしていくのかというものをやはり示していき、コントロールできるのは、やはり区市かなというふうに思って、非常に聞いておりました。

ただ、やはり最後、非常に重要になってくるのは、きょうは余り触れるなど課長からも言われているので、触れないのですけれども、やはり社会福祉充実残額の話にいずれつながると思うので、ちょっとここの考え方というのは、来年度、ここでまた議論していかないといけない部分なのかなとっております。

以上です。

平岡委員長 どうぞ。

泉谷世田谷区指導担当課長 すみません、たびたび。実はパッケージとしての地域という話も出ましたが、私どもが指導検査で法人さんをお訪ねしたときに、実は法人さんのサービスを利用している方々は区民であり、私たち区も、区の区民の福祉の向上という基本的な使命があるということでは、その利用者である区民と、私たち区がサービスを

しようとしていることは、実は同じベクトルを向いているのです。なので、私たちは指導検査という形で、認可、権限を持っているかもしれませんが、皆さん、社会福祉法人の方々と、区民福祉の向上ということでは同じベクトルを持っている立場なので、すからということで、共感をしつつ話をしていくと、いろんなことがそこで出てくる。そうすると、今のそのお金の話などにしても、実は施設やサービスということでの還元だけでなく、人材という人件費を通した、もしかしたら、還元というのものもあるかもしれない。実際、私たちのように触媒になって、触媒のような形で動いている職員もいれば、社会福祉法人の方々の中にも、地域の中に溶け込んで、触媒のようになって、ネットワーク、プラットフォームをつくっていきこうとしている方々もいらっしゃる。そういう方々が重なっていくと、福祉ニーズという分野が、教育でも、都市整備でも、いろんなところに広がって行って、お金にかえられない相当な付加価値が生まれてくるのじゃないのかなというのは、現場に行ってみると感じます。

以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。

行政の役割、区市町村行政の役割の重要性についても、また、どういう形で地域のニーズと社会福祉法人の活動をつないでいくのか、地区社協等の役割についてもお話をいただきました。

あと、最初に課長さんが論点として示されている点で、地域のニーズをどのように把握をしていけばいいのかということがあって、その行政の役割の重要性というご指摘もありましたが、今までにいろいろ活動をされている社会福祉法人の場合は、どのようにニーズを把握されてきたということなのか、そういう点についてご教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、どうぞ、茨木委員からでも。

茨木委員 今、お話を聞いていて、東京の社会福祉法人ができることと、他の自治体とすごく差があるんじゃないかなという感じがしています。本当に過疎地域の一個だけある社会福祉法人でそのニーズを把握するのと、たくさんNPOがあったり、福祉の活動をしている当事者団体とか、地域のサポートをしているような人たちがいる地域での社会福祉法人で、この事業の取り組み方って違うんじゃないかなと思って、お話を聞いていたんですけども、私は障害者福祉が専門なので、ニーズを探るといったときに、谷間の部分というところが、すごく課題になっているので、その社会福祉事業の谷間になっている部分で、そこから除外されている人は誰なんだというところを、それこそ、児童とか、高齢とか、障害とかで、行政と社会福祉法人がニーズを探るといのはすごく大事なかなと思っています。特に障害なんかで言うと、手帳を持っていない発達障害とか、難病とか小児慢性特定疾病の人たちというのは、今、非常に課題になっていたりします。同じように、高齢者でも、介護保険の対象にならないような方たちの課題というのがあったりしますので、そういう何か「はざま」とか「谷間」というキーワードで、

何か少しニーズ調査を地域でしていくというのを先取りしてやると非常にいいかなというふうに、今、お話を聞いていて感じました。

以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。そうですね。今、社会福祉施設で全く地域の問題とかかわっていない、孤立して事業をしているという施設はないかと思うのですね。それで、いろんな協議会とか、連絡会みたいなのもあって、いろいろな形でそういう問題を把握する場合も多いかと思imasるので、それをいかに具体的な事業につなげていくかというところで、行政の役割が重要であったり、社協などのかかわりも出てくるということなのかなという点がございますね。

具体的なニーズの把握から事業の計画へとつなげていく、そのプロセスなどについては、また今後も議論を深めていくテーマかと思いますが、もう1点、そのような取組を行うといっても、その施設、法人単独で行うというだけではなくて、いろいろな地域の福祉活動の担い手との協力、連携が必要になってくるかと思いますが、そういう点についてはいかがでしょうか。先ほど茨木委員が少し制度の谷間の問題、はざまの問題に取り組む必要があるというご指摘だったのですが。

茨木委員 地域で協議会ってすごく最近多くて、障害分野でも自立支援協議会があったりとか、また、地域連絡の協議会があったりとか、高齢者は高齢者であったりするんですけど、何か同じ領域の連携はとれていても、例えば児童と高齢とか、高齢と障害とかというのは意外とはざまになっているので、そこをつなぐ、連絡、そこに法人をうまくはめていくというようなことが、これは恐らく社協さんなのか、行政なのかはわかりませんが、何かもう一つ、そこに何かがあるといいのかなという感じがしています。何かすごく、やっぱり縦割りにそこがなっている気がするんですけど、いかがでしょうか。

松田委員 先ほども少しお話をさせていただいたのですが、今、25の区市でそういう社会福祉法人の取組が、連携した取組というところが少しずつ進んでおります。今、ご指摘がありましたとおり、種別を超えた法人が顔を合わせて、それぞれの法人の取組、地域公益の取組と、あるいは、それぞれの法人が、地域で課題となっていると考えているニーズを共有したり、あるいは、それぞれの法人が提供できる社会資源として何を持っているかということ共有したりということをしております。

特に、はざまの課題でよく言われるのが「80 - 50」で、包括支援センターが80歳の高齢者のお宅を訪問すると、50歳のひきこもりとか、障害のボーダー層の方が同居をしているというようなお話、こういうような事例や、あるいは保育園の児童の保護者が何らかの心の病、あるいは生活困窮の状況があるのではないかと思われるような事例とか、そういうことがそれぞれの法人から出てまいりまして、それに対して自分たちで何に取り組めるのかということ、今、検討を進めています。来年度になると、具体的なものをまたこの委員会で情報提供させていただけるかなと思っております。

それと、その取組の中で、先ほど世田谷の委員からもございましたが、都内では、一つの区とか市といっても、かなりエリアが大きいという状況がございまして、幾つかのところで、もう少し小さなエリアで社会福祉法人が顔を合わせて、その中で、実際、その地域性の中でどういう課題があるのだろうかということを議論をして、地域のニーズを受けとめた取組をしようという議論もしております。そういう意味では、私は社会福祉協議会を担当しておりますので、社会福祉協議会が持っている民生・児童委員、それ以外にもNPO、ボランティア、町会、自治会、いろんなネットワークをうまくそこにつなげていけないだろうかと考えます。そういう取組を都社協としても進めていきたいと思っています。一つの区市町村の中でも、かなり高齢化率の高いところ、あるいはニューファミリー層が多いところなど、かなり地域性も違いますので、それぞれの課題やニーズをきちんと受けとめた形で、社会福祉法人が他の主体とも連携をして、地域課題に取り組む実践をぜひ生み出していきたいですし、それを都社協としては推進していきたいと思っております。

平岡委員長 ありがとうございます。

きょうは、この社会福祉充実計画について、特に一つの議題としてまとめて、初めて議論する機会になったかと思えますけれども、いろんな貴重なご意見をいただいたかと思えます。

まだ法案自体は成立していないということですが、法案が成立した場合には、この社会福祉充実計画は平成29年4月からですか、策定しなければいけないということですが、公益的な取組というのは、もう28年度から実施すべきものということになると伺っております。そういうことも含めて、今後、仮に法案が成立するとして、この充実計画の実施が求められる段階まで、どういう見通しになるのか、そのあたりのところをちょっと事務局からご説明いただければと思います。

また、来年度のこの会議でも、この問題を引き続いて検討するというふうに理解してよろしいかと思えますが、そういう点について、ちょっとご説明いただければと思います。

新田指導調整課長 社会福祉充実計画の考え方については、我々が聞いている範囲ですと、法案が通った後に、国でその制度設計を行っていくとのこと。計画をつくるに当たっては、充実残額を計算しなければいけません。参考資料2で若干触れていますが、事業継続用財産ということで、事業に使っている不動産だとか、事業の再生産に必要な財産、いわゆる建替とか、大規模な修繕とか、運転資金ですね。そういったものを差し引いて、残ったお金で社会福祉充実計画をつくり、社会福祉事業から優先的に充てていく。ですから、特養を新たにつくるとか、そういったところから優先的に充てていくということです。まず事業継続財産の計算の仕方を国は法が通った後につくります。時期はわかりませんが、逆に、早くつくってくれないと準備ができないということなので、我々も、国には早くつくってくれという形で、国提案は出していきます。

決算を見て、充実残額があった場合には計画をつくるということではありませんが、決算と同時に出すということはすなわち6月末までに出さなければいけないということで、29年6月ということなので、非常にスケジュール的にタイトだということです。充実残額が出て、初めて、何かやりましょうというと、なかなか難しいということもあるので、来年度のうちに、どれぐらいうちの法人は充実残額が出そうだというところを試算しておいて、準備を進めていかないと、間に合わないのではないかと考えています。所轄庁も計画を承認しなければいけないので、かなり大変ではありますが、そういったスケジュールにはなっております。

来年度は国の政省令が明らかになってくると思いますので、それを踏まえて、本日は、ご議論いただいた点、どうやって地域ニーズと整合性を図っていけばいいのか、などの点については、改めてまた議論していきたいと思っております。

以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。

この充実残額の計算式、計算方法がどうなるかというのは、国の方針を決めない限りはわからないということかと思いますが、ただ、現在の事業の再生産に必要な費用といえども、なかなか難しい面もあるかなと思うのですね。従来は施設整備費の補助金で一定の法人の負担で建てかえをするとか、そういう基準が明確だったと思うんですが、今後、以前のような方式ではなくなってきていますから、今後、それをどう考えていくのかというのは、なかなか法人の判断でそれを見積もるとするのは難しいのかなという面もあるかと思いますが、これは、基本的には全国一律に同じ基準で計算するということになる見通しというふうに理解してよろしいのでしょうか。

新田指導調整課長 そうですね。地域によって差はないとは思いますが、法人の種類だとか、規模によって差をつけるのか、その辺はまだわからないところではあります。

平岡委員長 都の独自の方針で決めるという形にはなりそうもないということですね。

新田指導調整課長 そうですね。国の法定受託事務ということもありますので、一律の計算式でやる形になると思います。

平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、その他の点、何かございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、議題については、以上で終了ということにさせていただければと思います。

次第に、「その他」というものが残っておりますが、もし委員の皆様から何かこの機会にご発言いただけることがあれば、お願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

高原委員 ちょっと一つだけ、評議員会の選定の委員の数はどのくらいを考えていたらよいのでしょうか。ここは、今、一番、法人側では見えないでいるところですけども。

社会福祉法人係長 公益法人改革が行われましたときに、内閣府から事務連絡が出ておりました、その事務連絡ですと、一応5人というのを出しておりました。これがそのまま社会福祉法人の評議員選定委員会に横引きされるとか、どうかというのはあるのですが、考え方は、やはり中立的な方を選んで、その方はどういう方、また、人数はというようなところで、内閣府は当時、5人としておりました。また、今後、同様の事務連絡が厚生労働省から出されるのかどうか、まだ不明なところですが、一応参考まで、まだこの辺のところしか我々も情報がないものですから、申しわけございません。

平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかはございませんか。

それでは、きょうは大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。また、次回以降の会議にきょうの議論の内容は反映させていただきたいと思っております。

以上で、第4回社会福祉法人専門家会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。

事務局から何か連絡事項はございますか。

新田指導調整課長 それでは、連絡事項をお伝えさせていただきます。次回の会議開催につきましては、年度が明けてからということで、日時につきましては、また改めて事務局よりご連絡をさせていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、後日、事務局より各委員へ送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。配付いたしました資料につきましては、お持ち帰りいただけますので、お忘れ物のないようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後 7時21分 閉会)